

福祉医療費（連記式）に係る取り扱い等について

平成21年8月1日を始期とする群馬県福祉医療制度における「公費負担者番号」等の設定にともない、明細書等の様式変更や電子請求化等、福祉医療費（連記式）の取り扱い等について変更をお願いしているところであります。

本会といたしましては関係機関の皆様に少しでも早く情報提供を行い円滑な事務処理に御配慮いただきたく、変更内容が決定次第随時御連絡してまいりましたが、関係機関から福祉医療費（連記式）の取り扱い等について問い合わせをいただきましたので、今回の一連の変更について質問の回答も含めまして別紙のとおり取りまとめました。

なお、取りまとめた内容につきましては県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、各郡市医師会、各郡市歯科医師会及び関係機関へ通知いたしましたことを申し添えます。

問い合わせに対する回答

- Q 福祉医療費（連記式）の請求は、電子請求でないといけないのか。
- A 福祉医療費（連記式）の電子請求化は、請求方法の1つの選択肢でありますので、従来どおりの紙請求でも問題ありません。
また、今後必ず電子請求に移行しなければならない、ということもありません。
なお、今回の電子請求化に関しましては、福祉医療費（連記式）の請求事務が簡素化され、少しでも医療機関等様の負担が軽減することを目的として導入いたしました。
- Q 福祉医療費（連記式）の電子請求を行うには、ソフトの開発経費が発生するので負担が大きい。
- A 福祉医療費（連記式）の電子請求化は強制的なものではありませんので、各医療機関等様の事情に応じて、従来どおりの紙による請求で問題ありません。
平成21年8月診療分（9月請求分）から電子請求化を実施したのは、福祉医療費（連記式）諸用紙の変更に伴うシステム改修と時期を併せることで、少しでも医療機関等様のシステム改修に係る経費が軽減できると見込んでのことです。
また、手書きにより明細書を作成いただいている医療機関等様に対しましては、本会で開発しました「福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェア（CD-R）」を御使用いただくことで、電子請求が可能になります。
- Q 福祉医療費（連記式）電子請求は、オンラインに対応しているのか。
- A オンライン請求を行うには認証局の許可が必要となり、届出等の手続きが増大します。また、オンラインシステムは全国共通のシステムであり、本県単独事業の福祉医療費（連記式）を乗せるには大幅なシステム改修と他機関との調整が必要となることから、現時点ではオンライン請求には対応していません。
今後オンライン請求が可能になるように検討を進めているところであります。
- Q 福祉医療費（連記式）電子請求を行うメリットはあるのか。
- A 福祉医療費（連記式）電子請求の際は、総括表、請求書の添付は不要になります。また、明細書も電子化されますのでペーパーレス化によるコスト削減や請求事務の簡素化が見込まれます。
- Q なぜ福祉医療費（連記式）での請求を行うのか。
- A 本県単独事業（福祉医療費）は群馬県内の全市町村から国保連合会が審査支払の委託を受けて実施しております。社会保険分の福祉医療費についても国保連合会へ請求していただくことから、診療（調剤）報酬明細書とは別に福祉医療費（連記式）明細書の作成が必要となります。また、一部の国保分の福祉医療費についても診療（調剤）報酬明細書で請求できない内容のものがありますので福祉医療費（連記式）明細書を作成していただいております。

福祉医療費（連記式）等の変更に関する経緯

平成21年6月

福祉負担者番号の公費化（2桁から8桁に変更）とそれに伴う福祉医療費（連記式）明細書等の様式変更及び新様式の記載要領、福祉医療費（連記式）電子請求等について「ぐんま国保連情報（2009.6月号外）」にて全医療機関等及び関係機関へ通知、同内容について群馬県国保連合会ホームページへ掲載いたしました。（平成21年8月診療分（9月請求分）から実施。）

平成21年7月9日

福祉医療費（連記式）電子請求の概要や手続き等についてまとめた「福祉医療費（連記式）明細書の光ディスク等を使用した電子請求（電子レセプトの請求）について」及び電子請求を行う際の記録条件仕様を記した「福祉医療費（連記式）電子レセプトインターフェース仕様書」を全医療機関等及び関係機関へ送付、同内容を群馬県国保連合会ホームページへ掲載いたしました。

（群国保連第279号「福祉医療費（連記式）明細書の電子請求（電子レセプトによる請求）の実施について」）

平成21年8月10日

手書きにより明細書を作成している医療機関等が電子請求に対応できるように、本会で開発した簡易入力ソフト「福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェア（CD-R）」を全医療機関等及び関係機関へ送付いたしました。

また、新様式への変更や請求の際の注意点、紙請求に加え電子請求も可能になったこと、オンライン請求には対応していないこと等を記載した通知文も同封いたしました。

（群国保連第366号「福祉医療費（連記式）電子レセプト作成ソフトウェアの送付について」）

平成21年9月1日

福祉医療費（連記式）明細書の再請求分の取り扱いについてのお知らせを返戻レセプト発送時に、返戻レセプト発送対象医療機関等へ送付いたしました。